商品概要説明書

住宅ローン (借換コース)

(令和3年5月17日現在)

商品名	住宅ローン(借換コース)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお,最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも,ご本人と同居または同
	居予定の 20 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能
	となります(以下,「親子リレー返済」という。)。ただし,親子リレー返済
	の場合は、親子とも組合員または組合員にご加入いただける方に限ります。
	○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得 とします。)。
	○勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○団体信用生命共済に加入できる方 (共済掛金は当 J A が負担)。なお、親子
	リレー返済の場合は、親子とも団体信用生命共済へご加入いただきます。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも,ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住されるための住宅または住宅および土地を
	対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金とお借換えに伴
	う諸費用。
	②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための費用。
	③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借入中の目的型ローン等の
	残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン」対応)と借換に伴う諸費用。
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし,1 万円単位とします。ただし,融資対象
借入金額	物件が共有の場合は、ご本人の持分比率の範囲内とします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加
	算上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額につ
	いては、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算することは、大学のスペのも以下と
	る目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下と します。
	しょす。 ○3年以上40年以内とし、1年単位とします。ただし、現在お借入中の住宅
借入期間	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合についても、貸付期間は、住宅ローン
	における貸付期間の範囲内とする。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】

当初お借入時に、固定金利期間 (3年・5年・10年・15年・20年) をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。

段階式固定変動金利選択型を選択された場合は、お借入当初の10年間については当初3年間と4年目から10年目までの段階金利を適用します。

お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。

固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。

※固定金利期間終了後に段階式固定変動金利選択型を選択することはできません。

【変動金利型】

お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(当JA所定の短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。

お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JA所定の短期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。

【固定金利型】

お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。

お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。

○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合 わせください。

- 返済方法
- ○元金均等返済(毎月,一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方 法)とし,毎月返済方式,年2回返済方式(専業農業者で,他金融機関からお借入中の住宅資金が年2回返済方式の方に限ります。),特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特 定月増額返済による返済元金総額は,お借入金額の50%以内,10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
- ○変動金利の場合、次のいずれかよりご選択いただけます。
 - ①お借入利率に変動があった場合,その都度,毎月のご返済額(元金+利息)の見直しを行うタイプ。
 - ②お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の 割合を調整し、5年間はご返済額が一定金額となり、ご返済額の変更は

	ことでしたにとれて、まずし、本田仏のでに文解し本田子のでに文解				
	5年ごとに行うタイプ。ただし、変更後のご返済額は変更前のご返済額				
	の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済				
	残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。				
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま				
	す。) に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。				
	なお,担保設定手続きに必要な費用は別途ご負担いただきます。				
	○建物には火災共済(保険)をつけていただき,火災共済(保険)金請求権				
TH 1H	に第一順位の質権を設定させていただきます。				
担保 	なお,火災共済(保険)掛金は別途ご負担いただきます。				
	○借地上の建物などの場合には、当 J Aが指定する保証機関所定の審査基準				
	により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)				
	にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させ				
	ていただくことがございます。				
	○当 J A が指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用い				
	ただきますので、原則として保証人は不要です。				
保証人	ただし、担保提供者(共有者を含む。)および収入合算者などがある場合は、				
	担保提供者および収入合算者に連帯保証人になっていただきます。				
	○一括払い				
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます (0.10%, 0.15%,				
 保証料	0.20%, 0.25%, 0.30%, 0.35%, 0.40%のいずれか。)。				
NAME OF THE PROPERTY OF	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料(0.20%)(例)】				
	お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年				
	保証料(円) 85,450 148,380 191,370 206,140 217,580				
	○ご希望により、キャッシュバックサービスがご利用いただけます。				
	キャッシュバックサービスは、住宅ローン残高と定期貯金残高に応じて、				
	下記の計算式により算出される住宅ローン利息相当額をキャッシュバックす				
	るサービスです。				
	【計算式】				
	(住宅ローン残高の 50%				
	または 定期貯金の月中平均残高 × {住宅ローン金利一定期貯金金利} × 1/12				
	のいずれか低い金額 ※定期貯金が複数ある場合の定期貯金金利は加重平均により算				
キャッシュバック	【対象となる定期貯金】 ご本人および連帯債務者が当JAに預け入れている定期貯金のうち以下の				
サービス					
ものとします。 ものとします。					
	①大口定期貯金 ②スーパー定期貯金 ③期日指定定期貯金 ④変動定期貯金				
	ただし、担保定期貯金(総合口座貸越の担保定期貯金含む)を除く。 【ご注意】				
① キャッシュバック計算の対象となる定期貯金残高は、月末時点にお					
	宅ローン残高の50%を上限とします。 ② 住宅ローン金利および定期貯金金利は月末時点における適用金利とします				
	③ キャッシュバックは、1月と7月(年2回)に6か月分をまとめて住宅ロ				
	② カキンシュハックは、1月こ1月(中4円)にひが月刀をまどめ(仕七年				

	ーンの長次口庫に入会ナス七汁に上り字捺しまナ			
	ーンの返済口座に入金する方法により実施します。 ④ 月末時点で住宅ローンが延滞状態にある場合は、キャッシュバック計算は行いません。(延滞月分を除いた金額をキャッシュバックします)			
	⑤ ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。年 0. 1%			
	⑤ その他詳細については、お気軽にお問い合せ下さい。			
団体信用生命共済	○当 J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきま			
	す。なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生			
	命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。			
	団体信用生命共済名 加算利率			
	団体信用生命共済(特約なし) なし なし			
	長期継続入院特約付団体信用生命共済 年0.06%			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.09%			
	○連帯債務の場合は,原則両名とも団体信用生命共済にご加入いただきます。			
	○ご加入に際しては健康状態を告知していただきます。健康状態によっては			
	ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。			
	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあた			
9大疾病補償保険	っては借入利率に以下の利率が加算されます。			
	年0.3%			
	○ご融資の際、33,000円の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。			
	○ご返済期間終了までの間において,全額または一部繰上返済をされる場合			
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。			
	【変動金利型の場合】			
	・ 全額繰上返済の場合・・・実行後3年以内 3,300円			
	実行後5年以内 2,200円			
	実行後7年以内 1,100円			
	・ 一部繰上返済の場合・・・無料			
	【固定変動選択型または固定金利型の場合】			
手数料	・ 全額および一部繰上返済の場合			
	···返済元金50 万円未満 5,500円			
	···返済元金50 万円以上100 万円未満 11,000円			
	···返済元金100 万円以上1,000 万円未満 22,000円			
	···返済元金1,000 万円以上 33,000円			
	上記に加えて、保証機関に対して返戻保証料の範囲内で次の事務手			
	数料(消費税等含む。)が必要です。			
	・全額繰上返済の場合・・・1 1, 0 0 0 円			
	・一部繰上返済の場合・・・ 5, 500円			
	○JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は、すべての金利型で無料で			
	す。			
	/ ° ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は11,			
	○□巡げ州川於「よてい川にわいし、□巡げ宋件を変更される場合は11,			

000円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は5,500円の 取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○上記事務手数料の一部または全額を、協同住宅ローン(株)へ直接お支払い いただきます。 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、 当 J A リスク統括本部(電話:078-981-8769)にお申し出く ださい。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速 かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、 苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で きます。上記当JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお申し出く ださい。 兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227) 苦情処理措置および 東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会 紛争解決措置の内容 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 JAリスク統括本部またはJAバンク相談所にお問い合わせください。) ※東京弁護士会,第一東京弁護士会,第二東京弁護士会(以下「東京三弁 護士会」という)では、東京以外の地域の組合員・利用者からのお申し 出について、組合員・利用者の意向に基づき、組合員・利用者のアクセ スに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が,テレビ会議システ ム等により, 共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではあ りません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会に お問い合わせください。 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所 定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合,「住宅取得資金に係る借入金の年末残 高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみにつ その他 いて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金 が含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可 能性があります。 ○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要と なります。

○現在のお借入利率やご返済額の試算については、	当JAの融資窓口までお
問い合わせください。	

J A兵庫六甲